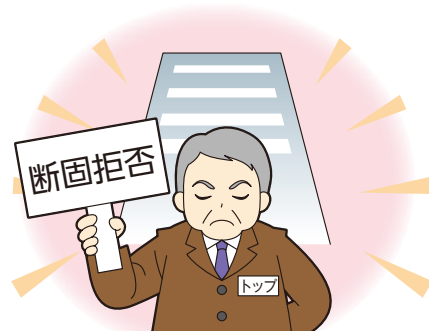


# 暴力団等反社会的

## 1 平素の準備

### 1 トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示す。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気づくりを行う。



### 2 体制づくり

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応に当たることから、組織としての回答を準備しておく。
- 応対する応接室を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

### 3 暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
- 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
  - 取引開始後、反社会的勢力と判明したなら解約すること
- などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

### 4 警察、暴力追放センター等との連携

- 警察や暴力追放センターとの連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



## 2 対応の基本的な心構え

### ① 毅然とした態度

必要以上に恐れない、侮らない



### ② 信念と気迫

不当要求には決してくじけないという強い意志



### ③ 冷静な対応

挑発に乗らない、挑発しない



# 勢力との対応の基本

## 3 具体的対応の12則

### 1 相手の確認

初対面の段階で名刺をもらうなど、住所、氏名、所属団体等を確認します。電話は安易に取り次いだり、即答せず、掛け直すなど相手を確認します。



### 2 用件の確認

落ち着いて、相手の要求内容、意図を明確に聞き出します。暴力団員等は、「誠意を見せる」、「顔の立つだけのことはしてもらおう」などと要求内容を明示しないことが多い。



### 3 有利な場所での面談

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所。暴力団等の指定する場所や、組事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



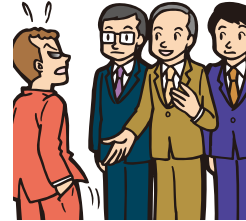
### 4 湯茶の接待はしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



### 5 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



### 6 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



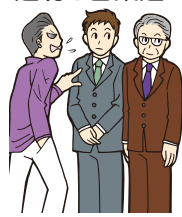
### 7 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」と告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が長いと相手のペースにはまる危険性が高くなります。



### 8 言動に注意する

相手は、巧みに論争に持ち込み、失言を誘ったり、言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。議論せず、適切な言葉遣いで端的に要求を拒絶しましょう。「申し訳ありません」「検討します」「考えてみます」等、謝罪または相手に期待を抱かせるような発言は禁物です。



### 9 即答や約束をしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



### 10 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので、署名や押印は禁物です。



### 11 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかれます。



### 12 機を失せず警察に通報

不法行為に及んだときには直ちに110番することです。この場合、気付かれないように通報することが肝要です。

